

利息分割受取型定期預金

2023年6月1日現在

1. 商品名	○利息分割受取型定期預金 (2023年6月1日以降 新規取扱中止)
2. ご利用いただける方	○個人の方および非課税法人の方がご利用になれます。
3. お預入れ期間	○1年・2年・3年・4年・5年
4. お預入れに関する事項 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○預入金額を一括してお預入れいただけます。 ○1000万円以上 ○1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括してお支払いします。
6. 利息に関する事項 (1) 適用利率	○窓口へお問い合わせください。
(2) 利払時期	○預入日からお客さまのご選択した利払サイクル毎(1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月・6ヶ月)の各中間利払日以降に利息の一部として中間払利息を支払います。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算とします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし平成25年1月1日以降は復興特別所得税が課税され、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率 となります。 ※マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 付加することのできる 特約に関する事項	○定型方式の場合は預入時のお申し出により、自動継続(元金継続または 元利金継続)の取扱いができます。 ○個人のお客様で自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とす ることができます。 (貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利)
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
11. その他参考となる 事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ○自動継続をご利用の場合、自動継続後の金利は、継続日における店頭表 示金利を適用いたします。 ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率に より計算します。
12. 金利情報の入手方法	○詳細は窓口にお問い合わせください。
13. 指定紛争解決機関	当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、 03-5252-3722